

米国のIRA（個人退職勘定）

米国では、企業年金制度以外に、IRA と呼ばれる制度がある。わが国での知名度は 401(k) プランに及ばないが、その資産規模は 401(k) プランを上回り、米国民の私的退職準備制度の柱の一つになっている。

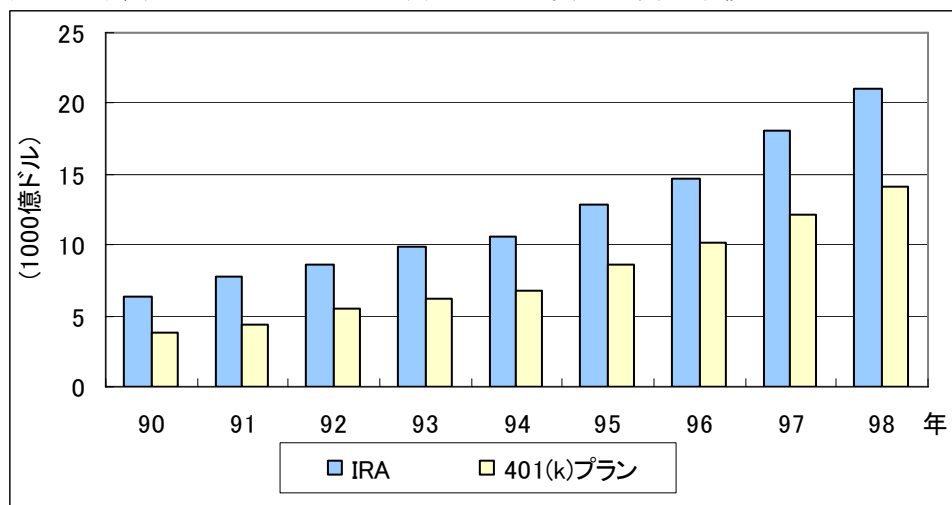
米国の IRA (Individual Retirement Account ; 個人退職勘定) は、個人が金融機関等に開設した積立勘定に拠出する個人年金制度で、1974 年エリサ法により創設された。その目的は、企業年金制度がない企業の従業員に対し、税制優遇措置により貯蓄を奨励することであった。その後の改正で、現在、70.5 歳未満の全勤労者及び自営業者が、基本的 IRA を利用できる。

基本的 IRA では、401(k) プランと同様に、拠出額は課税所得から控除され、運用収益も給付時まで課税を繰り延べることができる(給付時には受取額に対して所得税が課される)。ただし、その拠出限度は年間 2,000 ドルと小さく、401(k) プラン (年間 10,000 ドル、1998 年時点) と比較にならない。また、70.5 歳以降は拠出できない。

企業年金制度の加入者も IRA を開設できるが、加入者の年間所得水準に応じて、2,000 ドルの上限が段階的に引き下げられる。ただし、税引後所得からの拠出(そのメリットは運用収益の課税繰延にある)と併せて、最大 2,000 ドルの年間拠出が可能である。

このような税制優遇措置が講じられているため、IRA からの引き出しについては、厳しい制限が設けられている。例えば、59.5 歳以前に積立金を引き出す場合、死亡・高度障害時の給付等の例外を除くと、10%のペナルティ・タックスが課せられる。また、相続税逃れのための利用を防ぐために、70.5 歳からの給付開始(年間給付額に下限がある)が義務づけられている。

図1 米国におけるIRAと401(k)プランの資産残高の推移



(資料) Investment Company Institute 「Mutual Fund Fact Book 1999」より作成

(注) 98年は暫定値。96、97年の401(k)プランは推計値。

近年、基本的 IRA 以外に、「ロールオーバーIRA」が特に人気を集めている。これは、401(k) プラン等の積立金を移管する受け皿として、基本的 IRA とは別に開設 (2,000 ドルの年間拠出上限は非適用) される。従業員が転職する際、何らかの事情ですぐに転職先企業のプランに積立金を移管できなかつたり、元企業のプランに積立金を残せない場合に利用される。転職時に元企業のプランから積立金を引き出しても、60 日以内にロールオーバーIRA に移管すると、税制優遇措置が継続される。

資産残高の推移 (図 1) から、IRA は個人の退職所得の保障手段として、順調に発展してきたことが分かる。ただし、過去の資産増加の主な要因は、①企業のリストラや雇用の流動化等による企業年金制度からの移管 (ロールオーバーIRA) に加えて、②米国株式市場の活況による時価総額の増大も寄与している。

このように、401(k) プランの受け皿としてのイメージが強い IRA であるが、92 年のウィリアム・ロス上院議員による新型 IRA 創設の法案をはじめ、いくつかの改良案を経て、97 年の税制改革において、基本的 IRA に対する規制緩和と、新型 IRA の導入が実現した。

表 1 97 年の税制改革 (納税者救済法) の主な内容

①IRA に対する規制緩和
<ul style="list-style-type: none"> ・ IRA 利用上の所得水準に関する上限の引き上げ ・ IRA からの早期引き出しに関する制限の緩和 (死亡・障害時等の要件に、住宅購入目的の引き出し (1 万ドル上限) 及び高等教育費用のための引き出しを追加)
②新型 IRA の導入
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育資金用 IRA の創設 ・ ロス IRA の創設

特に重要な改正は、提案議員の名前がついたロス IRA の創設である。税引後所得から拠出するロス IRA では、受取時には、拠出額と運用収益は、一定の要件を満たせば非課税になる。①このように運用収益が課税されない、②70.5 歳からの給付開始義務がない (受取人を指定して非課税で遺族に引き継げる)、といった基本的 IRA にないメリットがあるため、現在のところ好調な売れ行きのようなのである。

[ロス IRA と基本的 IRA の比較については、裏表紙参照]

このようなロス IRA の成功を受け、「401(k) プランでも同様の仕組みを創設してほしい」との声が高まる中、ロス上院議員は 99 年 3 月、ロス 401(k) プランの創設を含む退職準備制度改革法案を議会に提出した。ポスト 401(k) プランを模索する、米国の退職準備制度改革の動向に、引き続き注目する必要がある。

ロス IRA と基本的 IRA の比較

主な条項	ロス IRA	基本的 IRA
年間拠出限度額	2,000 ドル 収入がそれ以下ならその額	2,000 ドル 収入がそれ以下ならその額
対象者	収入があり、調整後総所得で独身 11 万ドル未満、夫婦合算申告 16 万ドル未満、夫婦分離申告 1 万ドル未満の者。及び従業員退職給付のない配偶者。年齢制限はない。	70.5 歳未満で収入がある者。夫婦合算申告で調整後総所得 16 万ドル未満で、従業員退職給付のない配偶者。
所得控除額	なし	従業員退職給付非対象者は拠出額。従業員退職給付の対象者は所得額に応じて段階的に削減。
引き出し時の課税	口座開設後、5 年以上経過し、59.5 歳以上の引き出しであれば非課税。加えて、死亡・高度障害、1 万ドル未満の最初の住宅購入費、子供の高等教育費用、生涯にわたり定期的に引き出す場合、調整後総所得 7.5% を超える医療支出、12 週間以上失業保険の給付を受けた者の医療保険料の引き出し事由に該当すれば非課税。	所得控除された拠出額と運用益は他の所得と合算して課税される。 所得控除されていない拠出額は非課税。
早期引き出し	特定引き出し事由を除き、59.5 歳未満の引き出しは運用益が他の所得と合算して課税され、10%の早期引き出しペナルティが課される。	特定の引き出し事由を除き、59.5 歳未満の引き出しは所得控除された拠出額と運用益が他の所得と合算して課税され、10%の早期引き出しペナルティが課される。口座開設後、5 年経過以前のロス IRA 移管も早期引き出しとみなす。
強制的引き出し	なし	70.5 歳になると引き出しを開始しなければならず、最低引き出し額も設定されている。

発行： ニッセイ基礎研究所

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-1-1 日本生命日比谷ビル内

TEL： (03) 3597-8644 FAX： (03) 5512-7160

本誌記載のデータは各種の情報源から入手、加工したものです。その正確性と完全性を保証するものではありません。本誌内容について、将来見解を変更することもありえます。本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、契約の締結や解約を勧誘するものではありません。なお、ニッセイ基礎研究所の書面による同意なしに本誌を複写、引用、配布することを禁じます。